

神田日勝記念美術館友の会規約

(名称)

第一条 本会は神田日勝記念美術館友の会といい、事務局を事務局長宅におく。

(目的)

第二条 本会は美術館を中心として、神田日勝の画業などの知識を深めるとともに、会員相互の親睦をはかり、あわせて美術館活動の普及・文化の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第三条 本会は前条の目的に賛同する者をもって組織する。

(事業)

第四条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (一) 会員相互の研鑽のための講演会・見学会・研修会
- (二) 会報及び出版物の刊行、頒布
- (三) 美術館の行う事業及び資料調査・収集等への協力
- (四) その他本会の目的達成のため必要な事業

(役員)

第五条 本会に次の役員をおき、総会にて選出する。

- (一) 会長 一名
- (二) 副会長 二名

- (三) 幹事 若干名
- (四) 広報局長 一名
- (五) 研修部長 一名
- (六) 事務局長 一名
- (七) 会計 一名
- (八) 監事 二名

(役員任期)

第六条 役員任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

(役員職務)

第七条 役員職務は概ね次のとおりとする。

- (一) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (二) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を代行する。
- (三) 幹事は本会の会務を協議し運営する。
- (四) 広報局長は会員に広報を作成し、発行する。
- (五) 研修部長は神田日勝及び神田日勝記念美術館友の会に関する研修事業を企画する。
- (六) 事務局長は本会の事務を担当する。
- (七) 会計は本会の会計を担当する。
- (八) 監事は本会の会計及び事業を監査する。

(顧問)

第八条 本会に顧問を置くことができる。

顧問の委嘱については、役員会にはかり会長が決定する。

(会議)

第九条

本会の会議は、定期総会・臨時総会・役員会とする。

- (一) 定期総会は、毎年度当初に開催し、予算・決算・事業計画・事業報告及び役員選挙、並びに規約の変更、その他重要事項について協議決定する。
- (二) 臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の三分の一以上の要求があった時に開催される。
- (三) 役員会は、必要の都度開催し、各種議案について協議し事業を執行する。

(会費)

第十条 本会の会費は年額一、〇〇〇円とする。

(経費)

第十一条 本会の経費は、会費・寄付金・補助金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第十二条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(細則の委任)

第十三条 本会の規約に伴う細則は、会長の専決事項とし、役員会に報告する。

(付則)

この規約は、平成四年十二月二日から施行する。
この規約は、平成十八年三月二十二日から施行する。
この規約は、平成二十七年四月三日から施行する。